

労働関係情報 CU掲示板 2021年2月25日

お知り合いや友人、団体、組織内での転送、回覧を、よろしく申し上げます

● 非正規職員・従業員、前年同期比78万人減少／労働力調査・詳細集計

10～12月期平均 総務省は2月16日、「労働力調査（詳細集計）」速報結果を公表した。2020年10～12月期平均の役員を除く雇用者は5,638万人。うち、正規の職員・従業員は、前年同期比14万人増の3,528万人で5期連続の増加。非正規の職員・従業員は、同78万人減の2,109万人で4期連続の減少。非正規の職員・従業員について、男女別に現職の雇用形態について主な理由をみると、男女共に「自分の都合のよい時間に働きたいから」が最多。失業者は、前年同期比48万人増の219万人。

なお、同日公表の2020年平均では、正規は35万人増加の3,529万人で6年連続の増加、非正規は75万人減少の2,090万人で11年ぶりの減少。

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/4hanki/dt/index.html>

● **休業支援金 進まぬ支給** 共産党が **労働者サポート** ... 国は、会社

が支払った休業手当を、後から助成する雇用調整助成金制度をつくっていますが、休業手当を支払えない会社が相次いだため、... **2月17日 しんぶん赤旗** .

● **総務省12人接待38回** /菅首相長男が半数超同席/山田内閣広報官も

7万円飲食代 **2月23日 しんぶん赤旗**

● **菅首相、長男の接待疑惑「森友以上」の深刻度** 不祥事が政権危機につな

がるボディブローに **東洋経済オンライン** **2月19日**

https://headlines.yahoo.co.jp/article?a=20210219-00412612-toyo-bus_all

● **総務省 接待問題で11人 処分!** **日本経済新聞** **2月24日**

● **菅内閣の支持率、横ばい39%...読売世論調査** **読売新聞** **2月8日**

www.yomiuri.co.jp/election/.../20210207-OYT1T5013...

● **内部留保を賃上げに/全労連・春闘共闘** **経団連会館を包囲/「闘争宣言」** **行動** **しんぶん赤旗** **1月16日**

● **部分休業・解雇 どうすれば/青年ユニオンが電話相談** **同上** **1月10日**

● **育児休業給付制度等の見直しについての報告書を公表** / 労政審職業安定

分科会 厚生労働省は1月27日、「労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会」を開催し、男性の育児休業取得促進等に係る育児休業給付制度等の見直しについての報告書（雇用保険部会報告書）を取りまとめた。同報告書によると、現行制度より柔軟で取得しやすい新制度を創設し、育児休業給付金とは別に、出生後8週間以内に2回に分けて計4週間までの期間を定めて取得する休業に対して支給する新給付金を創設するとし、現行の育児休業給付金と同等の給付率（67%）が適用されるとしている。

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000107715_00002.html

● **2021年版 経営労働政策特別委員会報告ーエンゲージメントを高めてウィズコロナ**

時代を乗り越え、Society 5.0の実現を目指すー 1月19日 日本経済団体連合会

<http://www.keidanren.or.jp/policy/2021/003.html>

● **2月17日、日本労働弁護団が「労働者のためのテレワーク実現に向けた意見書」を派出しました。** 弁護団HPをどうぞ。

－ 使用者によるテレワーク就労の命令について
－ 労働者のテレワークの希望
－ テレワーク対象者の選定について
－ テレワークに対する労働時間規制等について
－ 労働者のプライバシーの確保
－ 労働安全衛生の問題について などに触れています。

● **【立ち読み 知識 ④】** ● **面接先の会社が、営業上の見本の紛失や破損があった場合には、その損害について弁償します、という誓約書を書け、それが採用の前提だ、と。【回答】** ろくでもない会社ですね。使用者は労働者との間で、契約不履行に伴う違約金や、損害賠償を求める契約は結べません。**賠償予定の禁止**が労基法第16条に定められ、また、労働を前提とする前貸金を賃金と相殺すること（同法第17条）、**貯蓄の強制やそれを管理する契約も禁止**（同法第18条）されています。労働者の重大な過失や悪意による場合、刑法上や民事上の請求が起きることはありますが、通常、業務遂行上おきがちなのミスについては、就業規則上の処分やけん責、減給処分の場合でも、あらかじめの規定と法律上の上限が決まっています。労基法第91条で、**減給について**「一回の額が平均賃金の一日分の半額を超え、総額が一支払期における賃金の総額の十分の一を超えてはならない」となっています。

CU(コミュニティユニオン)東京 〒170-0005 東京都豊島区 南大塚2-33-10

東京労働会館1階 TEL 03-3946-9277 FAX 03-5395-3242

（組合費 月2000円、内1000円は労働共済費。協力組合員1000円。駆け込み寺機能と、まともな労使関係をめざし、当面、首都で個人加盟3千名を目標に拡大中。

中小企業家との共同・連携、市民と野党の共同も追及。詳細はCU東京のHPをどうぞ。
お問い合わせ・情報のご提供は、直接ご返信か、maezawa-dan@cutokyo.jp 前澤 檀まで)